

# 介護老人福祉施設 短期入所生活介護施設

## 重要事項説明書

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 042 - 537 - 5637 (午前9:30～午後5:30)

担当： 施設長

介護支援専門員

滝島 茂男

介護主任

深澤 美砂子

\* ご不明な点は、おたずねください。

### 2. 介護老人福祉施設敬愛ホームの概要

#### (1) 運営の方針

当施設は、施設のサービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び、療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

#### (2) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 敬愛ホーム
所在地	東京都立川市上砂町 2-14-1
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設(東京都指定 第1373000262号)
その他	短期入所生活介護併設施設 生活保護法適用施設

#### (3) 同施設の設備の概要

定員	30名(短期入所生活介護 2名)	
居室	2人室	2室(1室 22.2㎡)
	4人室	7室(1室 44.4㎡)
浴室	一般浴槽、介助浴槽、特殊浴槽があります。	
静養室	1室(1室 9.9㎡)	
医務室	1室(1室 7.6㎡)	
食堂	1室(1室 101.3㎡)	
機能訓練室	1室(1室 55.8㎡)	

(4) 当施設の職員体制

職種	人員
施設長	1
副施設長	1
医師(嘱託)	1
生活相談員	1
管理栄養士	1
機能訓練指導員	1
介護支援専門員	1
事務職員	2
看護師	2
介護員	14
介助員	2
警備員	1
調理員(委託)	5
合計	33

時間帯	介護職員等の数
朝食帯	3
日勤帯	6 ~ 7
夕食帯	3
夜勤帯	2

嘱託医師による診察日

曜日・時間	医師
水曜日 14時~16時	是枝 久常
又は木曜日 17時~19時	

3. サービスの内容

項目	サービス内容
施設サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的自立支援プログラムを使用します。</li> </ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。</li> <li>食事時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>朝食 7:30 ~ 8:30</li> <li>昼食 12:00 ~ 13:00</li> <li>夕食 18:00 ~ 19:00</li> </ul> </li> <li>食事は、原則として食堂をご利用いただきます。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて、週2回の入浴又は清拭を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、入浴機器を用いての入浴も可能です。</li> </ul>

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・ 清潔な寝具を提供します。</li> <li>・ シーツ交換は週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。</li> <li>・ 枕カバー、包布交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。</li> <li>・ 布団乾燥消毒は、年1回実施します。(日光消毒は随時)</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断 (年1回、ただし短期入所者は除きます。)</li> <li>・ 血圧、検温などの健康チェック</li> <li>・ 嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・ 医療の必要性の判断は、嘱託医師又は協力医療機関の医師が行います。</li> <li>・ 医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、ご利用者又はご家族の責任のもとで判断していただきます。</li> <li>・ 緊急など必要な場合には、ご利用者またはご家族の判断のもとで医療機関などに責任を持って引継ぎます。</li> </ul>
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能訓練指導員によるご利用者の状況に適合した機能訓練を行ない、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> <li>・ 手芸、貼り絵、習字など生活リハビリを取り入れ、心理的機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご利用者及びご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)生活相談員</li> </ul>

生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 小グループ活動（ベッドサイド活動） 季節行事（四季を通じて随時） クラブ活動（希望者のみ） お誕生日会（月1回） 音楽療法（月1回～2回）</li> </ul>
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預かりします。</li> </ul>
行政手続き代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関への手続きが必要な場合は、ご利用者やご家族の状況によっては代行して行います。（短期入所者は除きます。）</li> </ul>
金銭等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預り管理いたします。（短期入所者は除きます。）</li> <li>現金、通帳、年金証書など</li> </ul>

#### 4. 入所の手続き

##### (1) 必要な書類など

介護保険証書

医療保険証書(健康保険証書、国民健康保険証書など)

老人医療証書

年金証書（施設で管理を委任される場合。ただし短期入所者は除きます。）

##### (2) その他お持ちいただくもの

印鑑1本

現金（短期入所者は除きます。）

衣類等

#### 5. 施設サービスが提供できない場合がございます。

(1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合

(2) 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

## 6. 退所の手続き（短期入所者は除きます。）

### (1) ご利用者のご都合で退所される場合

- ・ いつでも申し出により退所できます。ただし、退所先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

### (2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

イ．ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

（例えば、老人保健施設、療養型病床施設）

ロ．介護保険給付で、サービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が「非該当」又は「要支援」と認定された場合

この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

ハ．ご利用者がお亡くなりになった場合

ニ．やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

## 7. 施設利用にあたっての留意事項

事 項	内 容
面 会	・ 面会時間 9：00～18：00 それ以外についてはご相談ください。
外出・外泊	・ 必ず行き先と帰所時間、食事の有無など必要なことを職員にお申し出ください。
飲 酒	・ 原則としてお断りしています。
喫 煙	・ 決められた場所をお願いします。
所持品の持ち込み	・ ダンボール箱2個程度とさせていただきます。
施設外での受診	・ 嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、原則としてご家族をお願いします。また、診察結果、処方薬など職員にお申し出ください。
宗教・政治活動	・ 施設内で、他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペット	・ 飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持込	・ 健康上のため、職員にお尋ねください。

## 8 . 要介護認定の申請に係る援助（短期入所者は除きます。）

- ( 1 ) ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- ( 2 ) ご利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

## 9 . サービス提供の記録の保存

- ( 1 ) 施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後2年間保管いたします。

## 1 0 . 退所時の援助（短期入所者は除きます。）

- ( 1 ) 契約の終了によりご利用者が退所する際には、ご利用者及びそのご家族の希望、ご利用者が退所後に生活なされることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

## 1 1 . 秘密保持の厳守

- ( 1 ) 施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- ( 2 ) ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

## 1 2 . 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

### 1 3 . 非常災害対策

- ( 1 ) 防災時の対応 消防防災計画書
- ( 2 ) 防災設備 最新の設備を備えております。
- ( 3 ) 防災訓練 原則月 1 回消防防災訓練の実施に努めています。
- ( 4 ) 防火管理者 滝島 茂男

### 1 4 . サービス内容に関する相談・苦情

ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

当施設利用者相談・苦情担当

施設長 / 生活相談員

電話：0 4 2 - 5 3 7 - 5 6 3 7

### 1 5 . 当会の概要

法人名	社会福祉法人 敬愛会
代表者名	理事長 田中 秀彦
所在地	設立 昭和46年(1971年)9月1日 東京都立川市幸町4 - 5 2 - 1
事業概要	あおば保育園 (設立 昭和46年9月1日 定員116名) あおば第2保育園 (設立 昭和49年6月1日 定員116名) 特別養護老人ホーム 敬愛ホーム (設立 平成10年4月1日 定員30名) 短期入所介護事業(定員2名) 高齢者グループホーム ウェルケア立川 (設立 平成13年4月1日 3ユニット定員22名)

介護老人福祉施設入所にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

<事業者>

所在地 〒190-0032 東京都立川市上砂町2 - 14 - 1  
名称 特別養護老人ホーム 敬愛ホーム  
説明者 施設長 滝島 茂 男

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての  
重要事項の説明を受けました。

<ご利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<代理人> (ご家族)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印